

よくあるご質問 Q & A



Q1：この講習会（自主学習）は義務付ですか？

A : この講習会は国土交通省から各水道事業者（水道局）に対し、指定給水装置工事事業者による適正な給水装置工事施行の確保に資するため、定期的な講習の実施に努めるようにとの通知に基づいた講習会であり、大阪市では、講習会をおおむね3年に1回の頻度で開催しております。

講習会の参加は義務付けされているわけではありませんが、やむを得ない事情を除いて、原則、受講していただきますようお願いいたします。

なお、この講習会は、各水道事業者が全国的に実施していますが、大阪市以外の講習会を受講されていたとしても、大阪市で受講しなくてよいというものではありませんのでご注意ください。

Q2：この講習会（自主学習）を行うことの目的は何ですか？

A : 当局の施策を円滑に推進するとともに、より一層きめ細やかにお客さまの相談などに応えて行くためには、大阪市指定工事業者の皆さまと当局が一体となってサービス向上に努める必要があります。

定期的な講習を実施することによって必要な情報提供を行う機会を設け、指定工事業者の技術力や接遇力を向上させることを目的としています。

Q3：参加の手続きは必要なのでしょうか？

A : 講習受講申込の手続きの必要はありません。自主学習後に社内の周知や教育を実施し、その上で「受講報告書兼アンケート」を漏れなくご記入いただき、給水課へ提出していただくことで講習会の受講となります。

※アンケート用紙は令和8年1月16日（金）17時までダウンロード可能です。

Q4：受講期限を過ぎても資料を見ることは可能ですか？

A : 受講期限（令和8年1月16日17時）を過ぎると資料の掲載を終了させていただきますので、見ることが出来かねます。余裕をもった受講計画を立てていただきますようお願い申し上げます。

Q5：講習会（自主学習）の受講者は主任技術者でなければいけないのでしょうか？

A : 受講者は指定工事業者の代表者又は給水装置工事主任技術者等、この講習を踏まえ必要な社内への周知や教育を実施できる者とします。

Q6：多くの社員に受講させたいが、可能でしょうか？

A : 当局ホームページ掲載資料による講習ですので、複数受講していただけます。ただし、「受講報告書兼アンケート」の提出は後日、交付の受講済証が指定工事業者宛となりますので、各事業者1通でお願いいたします。

Q7：他都市の講習会や研修会に参加したのですが、それでも受講する必要がありますか？

A : 他の水道事業体で講習会を受けている場合でも、大阪市の給水条例が適用される給水区域内で工事を行う大阪市指定工事業者として登録している事業者様は、受講していただきますようお願いいたします。

Q8：この講習会は毎年開催するものですか？

A : 本市では、講習会をおおむね3年ごとに実施しています。

Q9：受講したことを証明する証明書のようなものは発行してもらえますか？

A : 自主学習の後、社内への周知や教育を実施し、講習資料場所に掲載されている「受講報告書兼アンケート」を提出された指定工事業者の皆さんには、令和8年1月下旬以降に順次受講済証を郵送により交付しますので、忘れずに報告していただくようお願いいたします。

Q10：ほとんど事業をやっていないのですが、講習を受講しなければなりませんか？

A : 大阪市指定工事業者として登録されており、講習会の開催までに廃止の届出がなされていなければ、原則、受講してください。

「休止届」を既に提出しており休止状態となっている場合については、やむを得ない事情で受講できない場合を除いて、受講をお願いします。

